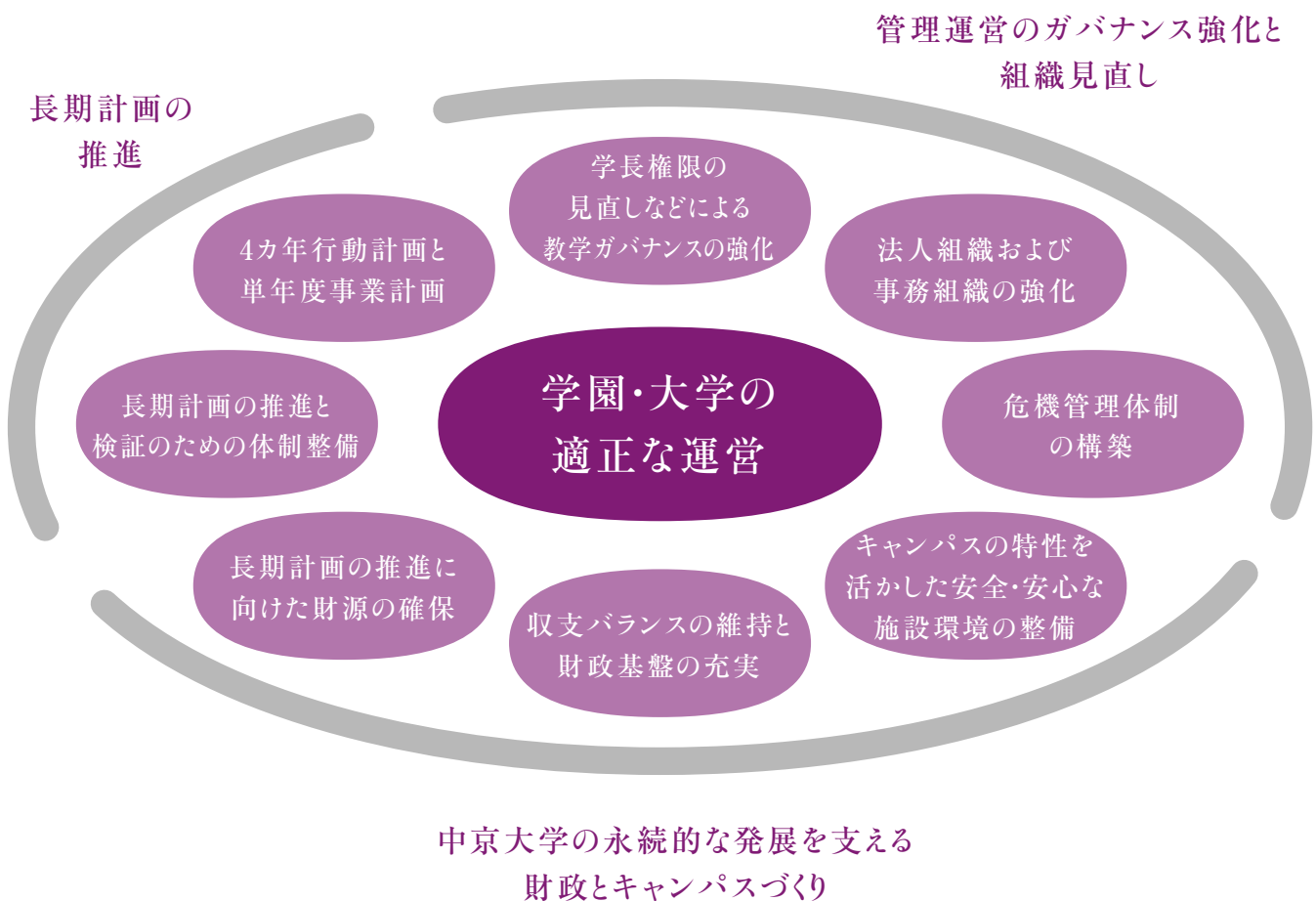


X 管理運営

「管理運営」の基本方針

学園・大学の適正な運営および中京大学長期計画の遂行のため、向こう10年間の管理運営について以下のような方針とする。

- ①理事会と教学の連携を深め、協調的な大学の運営をめざす。
- ②法令を遵守し、かつ、公正・透明な大学運営を行う。
- ③財政規律維持のための財政指標を設定し、健全経営を継続する。
- ④教職協働で諸課題にあたり、全学的に情報を共有しながら改革を推進する。
- ⑤業務構造を見直し、業務の高度化・効率化を追求する。



1. 管理運営のガバナンス強化と組織見直し

[1] 学長権限の見直しなどによる教学ガバナンスの強化

教学ガバナンスを強化し、教学の最高責任者である学長のリーダーシップによる迅速な合意形成をもとに、教育研究の質の向上をめざす。

このため、全学委員会のあり方などを見直し、学長の権限強化と責任を明確にする。また、学長を補佐する体制を強化することにより、学長の権限に実効性をもたせる。

[2] 法人組織および事務組織の強化

管理運営方針のもと、学園および大学をより円滑に運営するため、法人本部および大学事務局の組織再編を行い、ガバナンスの強化を図る。また、適材適所、効率性を考慮したうえで人員配置を行う。

さらに、求める職員像として次の2つを兼ね備えた人材を育成していくことにより、事務組織をより強固なものにしていく。

- ① 学園創立以来、脈々と受け継がれてきた建学の精神と教育理念に共感でき、その具現化に向けて主体的に行動できる人。
- ② 現状分析を行うことにより問題点や課題を明らかにするとともに、施策を企画立案し、周囲と協働しながら柔軟かつ効率的に業務遂行できる人。

[3] 危機管理体制の構築

災害・感染症など学園や大学運営に大きな支障が生じるような、あるいは学生などの安全を脅かすような重大な危機事象が発生した際は、速やかに対処し、教育研究事業を円滑に継続していくことに努める。また、ハラスメントや不祥事などが起こらない環境を築いていくことが重要であり、そのための規程、体制の整備を推進する。

- ① 重大な危機事象への対応に向け、規程およびマニュアル整備を推進するとともに、リスク管理意識の向上を図る。
- ② 法令・規程や研究倫理などに対するコンプライアンス意識の向上を推進する。
- ③ 内部監査も含め、内部統制機能が有効に機能する体制整備を推進する。
- ④ 危機管理委員会など、重大なリスクといわれる事象発生時に学園として一元的に対処できる組織を構築する。



2. 持続的な発展を支える財政とキャンパスづくり

[1] キャンパスの特性を活かした安全・安心な施設環境の整備

施設の整備は大学の諸活動の展開に重要な役割を果たす。既存施設の有効活用・再整備を基本とし、計画的に整備を推進する。

- ① 施設の耐震化を推進するなど安全・安心な施設環境や省エネルギーに向けた整備を進める。
- ② 名古屋キャンパスについて、新棟完成後の各施設の役割を点検し、整備を行う。
- ③ 豊田キャンパスについて、工学部2学科の名古屋キャンパス移転後における各施設の役割を点検し、整備を行う。

X 管理運営

[2] 収支バランスの維持と財政基盤の充実

社会経済が大きく複雑に変化する中で、中京大学の永続的な発展を支える健全な財政が重要である。収入、支出の変動にかかわらず、収支のバランスを維持し、あわせて財政基盤を充実させる施策を推進する。

- ① 中長期の収支予測を行い、分析することにより、収支のプラスを維持し、安定した財政運営に向けた積立の充実などを図る施策を推進する。
- ② 納付金収入の確保に向け、学生数の維持を図る。また、補助金など納付金収入以外の収入源拡大の取り組みを推進する。
- ③ 支出内容、配分方式を点検し、見直しを図ることにより、施設設備整備を含めた教育研究活動と財政との調和を持続する施策を推進する。

[3] 長期計画の推進に向けた財源の確保

長期計画を円滑に進めるため財源確保が重要となる。しかし、収入の確保に多大な努力を要する一方、教育研究に対する支出は固定的で施設設備の充実などに多くの財源を必要とする。長期計画に対しては、財源に限られる中でも、過度の財政負担が生じない積極的な方策を検討し、実施する。

- ① 長期計画実施の財源として科学研究費など外部資金の受け入れを推進する。
- ② 予算配分方式や現行の諸制度を点検し、見直すことによって、財源の創出と効果的な配分を行う。

3. 長期計画の推進

[1] 長期計画の推進と検証のための体制整備

長期計画の推進および検証のため、長期計画策定委員会は2012年度末に解散し、2013年度から理事長を委員長とするNEXT10推進委員会を立ち上げる。

長期計画の進行に合わせて、数年単位で点検・評価する検証体制を整える。また、評価のため複数の専門部会を設ける。

[2] 4ヵ年行動計画と単年度事業計画

長期計画を遂行していくために、より具体的な中期計画を立て、年度ごとの事業計画を効果的に順次実施していく。

① 4ヵ年行動計画

中期計画の期間は4年とし、名称を「4ヵ年行動計画」とする。最初の4ヵ年行動計画の期間は2014年度から2017年度とする。4ヵ年行動計画を、2年ごとに見直すことにより、継ぎ目のない計画とする。

② 単年度事業計画

4ヵ年行動計画に基づき単年度の事業計画を作成する。各事業項目を総合的に検討し、重点的かつ計画的に実施するとともに、進捗状況、効果を的確に把握し、事業を推進する。

